

事 務 連 絡
平成28年1月29日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア産及びフィリピン産食用切り身まぐろのサルモネラ属菌)

標記については、平成5年3月17日付け衛乳第54号「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」の第3の1の(3)「サルモネラ属菌の試験法」により実施しているところですが、平成27年7月29日付け食安発0729第5号「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について」により、サルモネラ属菌の試験法が改正され、平成28年1月29日より適用することになったところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、インドネシア産及びフィリピン産食用切り身まぐろについては、本日より、改正試験法に基づき、サルモネラ属菌に係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成28年1月29日現在のインドネシア産及びフィリピン産食用切り身まぐろのサルモネラ属菌に係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (2) 一般財団法人 日本冷凍食品検査協会